

板橋区立教育科学館の各種事業に係る利用料金に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年度に板橋区立教育科学館（以下「館」という。）が指定管理者制度の導入にあたり、東京都板橋区立教育科学館条例（昭和 63 年東京都板橋区条例第 27 号、以下「条例」という。）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する利用料金の額について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用料金の額)

第 2 条 利用料金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、利用料金を徴収することが事業の主旨から好ましくないと認める場合は、利用料金を無料とすることができる。

(1) 講座、教室、講習会等の事業

ア 高校生以下、障がい者、65 歳以上の高齢者及び親子に係る利用料金の額
受講料（事業に係る経費÷定員）×1/2（1 日当り 500 円を限度）＋実費

イ 前記ア以外の者に係る利用料金の額
受講料（事業に係る経費÷定員）＋実費

(2) 講座、教室、講習会等以外の事業

受講料（事業に係る経費÷定員）＋実費

2 前各号によりがたい場合の利用料金の額は、別に教育長が定める。

(利用料金の徴収)

第 3 条 利用料金は前納とし、指定管理者が原則参加者本人から現金で徴収し、領収書又は領収書に代わるもの（以下「領収書等」という。）を発行する。

2 領収書等の発行にあたっては、領収書等の控を作成し当分の間保管するものとする。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めのない事項は教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。